平成２３年（フ）第４９号
京都府舞鶴市字女布２番地109
破産者　今村俊二こと　李　　俊二
1　破産債権の届出期間　平成24年10月12日まで
2　一般調査期日　平成24年11月16日午後２時
平成24年９月14日
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第８７７５号
大阪市北区菅原町５番３号
破産者　有限会社サンバードツアー大阪
1　破産債権の届出期間　平成24年10月19日まで
2　一般調査期日　平成24年11月19日午後３時30分
平成24年９月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６０７号
大阪府八尾市山本町北２丁目１番33号
破産者　久保　　豪
1　破産債権の届出期間　平成24年10月22日まで
2　一般調査期日　平成24年11月26日午後３時30分
平成24年９月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３１５号
北海道千歳市信濃４丁目１番15号
破産者　渡辺重建工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年10月23日まで
2　一般調査期日　平成24年12月11日午前10時
平成24年９月18日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９６５号
札幌市南区南沢３条１丁目10番25号
破産者　遠度　壽幸
1　破産債権の届出期間　平成24年10月26日まで
2　一般調査期日　平成24年11月22日午後３時
平成24年９月18日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３号
埼玉県川越市岸町３丁目17番地１　グリーンパーク川越209号室
破産者　明石　達雄
1　破産債権の届出期間　平成24年10月26日まで
2　一般調査期日　平成24年11月28日午前10時10分
平成24年９月14日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２２５３号
札幌市東区北13条東14丁目２番10号
破産者　株式会社ケーズ
1　破産債権の届出期間　平成24年10月31日まで
2　一般調査期日　平成24年11月27日午後２時30分
平成24年９月18日
札幌地方裁判所民事第４部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第４０号
宮崎県都城市中町14街区15号
破産者　株式会社大丸友の会
1　期日　平成24年11月26日午後４時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年９月19日　　宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第２６号
宮崎県延岡市古城町１丁目３番地８
破産者　吉岡　宜彦
異議申述期間　平成24年11月19日まで
平成24年９月19日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第５号
長野県松本市梓川上野417番地４
清算株式会社　株式会社ファインフーズ梓川
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所松本支部

監 督 命 令

平成２４年（再）第４号
横浜市戸塚区秋葉町９番地１
再生債務者　株式会社芙蓉
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　横浜市神奈川区鶴屋町３―30―１農機会館ビル２Ｆ　ブリーズ横浜法律事務所
弁護士　青山　正規
平成24年９月18日
横浜地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第８７号
福島県白河市白坂鶴子山19番33
再生債務者　ＣＭＡ公栄株式会社
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月16日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年11月20日から平成24年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第９０号
東京都千代田区神田錦町３丁目６番地
再生債務者　中央化工機商事株式会社
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月17日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年11月21日から平成24年11月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の一般調査期間変更

平成２４年（再）第６２号
愛媛県松山市千舟町５丁目７番地６
再生債務者　ＮＩＳグループ株式会社
主文　再生債権の一般調査期間を平成24年11月９日から平成24年11月21日までと変更する。
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２４年（再）第５８号
東京都墨田区墨田２丁目17番２号
再生債務者　有限会社ヤマモト
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年９月18日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２０年（再）第２号
秋田市下浜羽川字下野２番地４
再生債務者　エコシビル株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年９月13日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（再）第１３８号
富山県砺波市矢木1450番地
再生債務者　株式会社砺波機械（旧商号株式会社砺波製作所）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年９月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１６４号
東京都港区西新橋２丁目21番２号第一南桜ビル２Ｆ
再生債務者　株式会社創樹
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年９月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第６号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目３番地
再生債務者　有限会社スペックス
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年９月14日
那覇地方裁判所民事第３部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第８４号
埼玉県川越市松江町２丁目２番地18
再生債務者　稲葉　重明
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月４日まで
4　一般異議申述期間　平成24年10月18日から平成24年10月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部